

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成27年12月4日（平成27年（行情）諮問第723号）

答申日：平成29年1月27日（平成28年度（行情）答申第691号）

事件名：特定の民有地を国有林とする根拠となる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月13日付け27林国業第30号により林野庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部不開示決定（以下「原処分」という。）について、開示を求めた全ての文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、異議申立人が添付している資料は省略する。）

（1）異議申立書

ア 開示請求した次の文書が、開示対象文書とされず、意図的に隠されている。隠蔽することなく、全てを公開することを求めます。

（ア）上記林班図で国有林とされる林野の管理簿等

（イ）この林班図と同じ地域の過去の林班図 昭和40年～最新のもの

（ウ）過去に、この土地が国有地であるとする最高裁判所の判決があったとのことですので、その判決文（倉庫に保管されているため、直ぐには出せないと見せていただけなかった文書）

イ 不開示とした文書について、下記第3の1（1）⑥の文書は、訴訟まで行って国有地としたならば、速やかに登記を行うべきものであり、それが為されていないとは考えられません。また、下記第3の1

（1）⑦の文書は、長官の決定を現地機関へ伝えたものであり、その様な重要な事項が記録として全く残されていないとも考えられません。

これらの事から「作成又は取得していない」との理由は、文書を隠

蔽するものであり、開示を拒む理由とはならないため、全ての文書を、速やかに開示する事を求めます。

(2) 意見書

原処分を維持する理由に対する意見

ア 林班図及び管理簿について

法1条には、「行政文書の開示を請求する権利につき定める」と規定されています。

確かに、開示請求を行った後、林野庁の担当から電話がありました。当方は、「権利を行使しているものであり、開示の可否は、所定の手続を踏んで、法にのっとり、決定すべきである」旨を伝えました。

仮に、上記の様な状況であるならば、開示の決定を行う際に、その理由として文書に記載すべきものであり、決定に先立って、権利の行使を妨げる様な行政指導は行うべきではないし、当然のこととして「言ったかどうか」が問題となる電話などでは行うべきではないと考えます。

なお、平成27年10月1日付けで、2327林班は「国有財産法3条2項4号の企業財産として管理している土地である」とのことから、国有財産管理簿の開示請求を、東北森林管理局に行ったところ、11月4日付けで、「林班ごとの管理簿は作成していない」として不開示とされたことを申し添えます。

イ 最高裁判所の判決文

状況は、上記のとおりであり、電話での対応は行うべきではないと考えます。

また、仮に、後で行った開示請求と内容が同じであったとしても、情報公開が、国民的的確な理解を迅速に得るための制度であるならば、先に行った請求を優先すべきであり、後の請求と同じという理由で、先の開示請求を取り下げさせることはあり得ないことと考えます。

しかも、後に公開してきたものは、事件番号、判決日、係争地の記載も黒塗りにされたものであり、これが、当方が求め、林野庁が国有林の根拠としている最高裁判決と同一であるかどうかですら確認も出来ない状態であったことを申し添えます。

なお、行政手続法は、行政指導を必要最小限のものとし、35条では「書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。」と規定しています。

上記ア、イのような行政指導を行ったことを明記した以上は、その

際の、口頭電話記録簿等は、関係資料として添付すべきものと考えます。

また、公文書等の管理に関する法律4条には、「行政機関の職員は、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とし、4項に「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」と規定しています。

情報の公開請求は権利と規定されていますので、これに関する一連の事務処理は、当然のこととして、個人の権利の得喪に関するものとなり、その経緯は文書化すべきものと考えます。

ウ 国有林として登記した関係文書

不動産登記法36条は、「新たに生じた土地又は表題登記がない土地の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。」と規定されています。

この係争地は、「新たに生じた土地」、「表題部がない土地」ではなく、法務局で登記されている土地であります。

その土地の所有関係を、税金を使って、最高裁まで争って、国有地とされたならば、何故、国有財産法に基づいた管理を行うために登記しないのか、これでは、何の目的で、訴訟を自ら提起し、決着を求めたのかが全く理解できません。

本当に、このような、「登記義務が適用されない」という消極的な理由から登記を行っていないとすれば、税金を投入しての訴訟の終結を受け、その後、登記しない旨の処理を、組織として決定した文書を速やかに開示し、登記しないと決定した理由の妥当性を納税者に問うべきものと考えます。

エ 現地機関へ立会を指示した文書

自分たちの電話での対応は間違いないものとし、当方が「では、立会することを現地機関にしっかりと指示して下さい」との依頼に「指示します」と答えたことは認めない、この様な対応が、現地での問題解決を阻害している大きな要因であります。

結局は、その場しのぎの言い逃れでしかない、長官の指示と言いながら、実際はそうでないことが明らかとなってきたとしか言いようがありません。

不利な交渉経過は文書として残さないということでは、情報開示の意味は完全に失われてしまっていると考えます。

当方が有りもしない事を請求している様に記載していますが、担当者が、長官も認めたという立会を「現地機関に指示します」と明確に返答したから、その関連文書を請求したのであります。

そのような発言がないならば、どうして林野庁の本省を相手としている段階で、現地機関との立会の問題が浮上してきたのでしょうか。

先に記載しましたが、当方との交渉経過を述べるならば、当然のこととして文書を明示して行うべきものです。

これがない以上、関連の文書を隠蔽することなく、指示すると明言した際の長官からの指示を含め、全ての文書を開示すべきと考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分において一部不開示とした理由

(1) 開示請求があった行政文書名称

開示請求者が提出した行政文書開示請求書の別添には、開示を求める行政文書の具体的名称として、本件対象文書を含む以下の7件の行政文書の名称が記載されていた。

- ① 平成23年編製特定国有林林小班に記載のある特定林班A，特定林班Bに隣接する特定林班C，特定林班Dが記載されている林班図（別添位置図のもととなる林班図）
- ② 上記林班図で国有林とされる林野の管理簿等
- ③ この林班図と同じ地域の過去の林班図 昭和40年～最新のもの
- ④ この地域の林班の番号が、「組織変更により3桁から4桁に変更されている」と、林野庁業務課国有林野管理室特定職員から説明を受けました。これを明らかにする、組織変更と林班番号の変更に関する一連の文書
- ⑤ 過去に、この土地が国有地であるとする最高裁判所の判決があったとのことですので、その判決文（倉庫に保管されているため、直ぐには出せないと見せていただけなかった文書）
- ⑥ 最高裁判所判決に基づいて国有林として登記した関係文書（文書1）
- ⑦ 林野庁業務課国有林野管理室特定職員は、現地での立会を長官が認め、それに基づき現地機関へ立会の指示を行ったと明言されたので、その指示をした文書（文書2）

(2) 原処分において一部不開示とした理由

上記(1)の7件の行政文書のうち、②、③及び⑤については、開示請求者の了承を得て、開示請求内容から削除し、行政文書開示請求書を補正したことから、開示しなかったものであり、⑥及び⑦については、当庁において作成又は取得した事実はなく、開示請求を受けた行政文書を保有していないので不開示としたものである。

2 林班図及び管理簿について

(1) 林班図について

林野庁（各森林管理局署）では国有林を管理するため、国有林を林班（森林区分の単位で数字が用いられる。）及び小班（林分の状況によって林班を区分した一つの単位で平仮名などが用いられる。）によって区画区分し、国有林の地図である森林図に国有林を区切った林小班が記入されている。

一般的に住所が住居表示や地番により特定されるように、国有林では現地を林小班により特定できるようになっている。上記1（1）①に記載のある特定国有林林小班であれば、森林図の中の特定林班Eを探し、さらにその中の特定林小班を探せば国有林の中の特定の場所を確定することができる。

異議申立人が開示請求している林班図とは、森林図が該当する。

（2）管理簿について

異議申立人が開示請求している「管理簿等」とは、国有林の所在地や面積などに関する台帳として、国有林野地籍台帳が該当する。

国有林野地籍台帳には、国有林の所在、字、地番及び面積を記載しており、いくつもの林班を含む区域が当該台帳で整理されている。上記1（1）①に記載のある「特定国有林」とは、1つのまとまった区域として国有林野地籍台帳に記載されている。

3 原処分を維持する理由

（1）異議申立人が開示を求める行政文書

平成27年9月7日付け（同月8日受付）で提起された異議申立書によると、異議申立人が開示対象文書とされていない文書として開示を求める行政文書は、以下のとおりである。

- ① 上記林班図で国有林とされる林野の管理簿等（上記1（1）②に相当するもの。）
- ② この林班図と同じ地域の過去の林班図 昭和40年～最新のもの（上記1（1）③に相当するもの。）
- ③ 過去に、この土地が国有地であるとする最高裁判所の判決があったとのことですので、その判決文（倉庫に保管されているため、直ぐには出せないと見せていただけなかった文書）（上記1（1）⑤に相当するもの。）
- ④ 不開示とした上記1（1）⑥の文書（文書1）
- ⑤ 不開示とした上記1（1）⑦の文書（文書2）

（2）原処分を維持する理由

異議申立人が開示を求める行政文書は、上記（1）のとおりであるので、原処分の一部不開示とした部分のうち、これらの原処分を維持する理由を以下のとおり説明する。

- ① 上記（1）①で異議申立人が開示を求める「管理簿等」として、

「国有林野地籍台帳」を特定したものであるが、当該台帳は林野庁の出先機関である各森林管理局が保有しており、林野庁本庁では保有していない。

また、上記（１）②で異議申立人が開示を求める「林班図」として、「森林図」を特定したものであるが、当該森林図は林野庁の出先機関である各森林管理局が保有しており、林野庁本庁では保有していない。

このため、林野庁担当者より異議申立人に対し、平成２７年７月２日に電話連絡を行い、「当該国有林野地籍台帳及び森林図については、林野庁本庁が保有するものではなく、東北森林管理局が保有する行政文書であり、同局への行政文書開示請求をされたい旨」を説明し、異議申立人（開示請求者）の了承を得て、処分庁に対する行政文書開示請求書から削除し、行政文書開示請求書を補正したものであることから、行政文書を開示していない。

② 上記（１）③で異議申立人が開示を求める「最高裁判所の判決文」については、林野庁担当者より異議申立人に対し平成２７年７月８日に電話連絡を行い、開示請求者より、平成２７年６月１２日付け（同月１５日受付）で別途開示請求があった内容のうち、「特定村内国有林の所有権確認訴訟事件についての地裁から最高裁判所判決までの対応に係る全ての文書」と同一の行政文書である旨を説明し、異議申立人（開示請求者）の了承を得て、処分庁に対する行政文書開示請求書から削除し、行政文書開示請求書を補正したものであることから、行政文書を開示していない。

③ 上記（１）④で異議申立人が開示を求める「最高裁判所判決に基づいて国有林として登記した関係書類」としては、国有地は、不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）３６条で規定されている登記申請義務が、同法附則９条により適用されないため、当該地の登記はしておらず、該当する行政文書は保有していないため不開示とした。

④ 上記（１）⑤で異議申立人が開示を求める「現地機関へ立会を指示した文書」については、現地での立会を林野庁長官が認めた事実及び現地機関に立会の指示をした事実はなく、またそのような事実があったと林野庁担当者が異議申立人に対して発言した事実もなく、該当する行政文書は保有していないため不開示とした。

⑤ 以上の理由から、本件開示請求に係る原処分について、行政文書の特定及び行政文書の一部を不開示としたことは妥当であり、原処分を維持することが適当である。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張は、上記３（２）の判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年12月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成28年1月12日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成29年1月18日 | 審議 |
| ⑤ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

異議申立人は、処分庁に対し、当初は別紙2記載の各文書の開示請求を行ったものであるところ、諮問庁は、上記第3の1(2)並びに3(2)①及び②のとおり、別紙2の2、3及び5に掲げる各文書について、開示請求者の了承の下、開示請求の対象から除外する補正がされたとした上で、別紙2の6及び7に掲げる各文書(本件対象文書)は保有していないことから、別紙2の1及び4に掲げる各文書について開示決定を行った旨説明する。

これに対し、異議申立人は、上記補正を行った事実はないとし、上記除外されたとする各文書の開示を求めるとともに、本件対象文書の開示を求めることから、以下、異議申立人による補正の有無及び本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 異議申立人による補正の有無について

(1) 諮問庁は、上記1のとおり補正がされたと説明するところ、本件開示請求書を見ると、「請求する行政文書の名称等」として、別紙2記載の各文書の名称を列記した書類が添付されており、そのうち別紙2の2、3及び5に掲げる各文書(以下、順に「文書3」ないし「文書5」という。)の名称の部分につき、それぞれ二重線が引かれており、さらに、これに「開示請求書補正事項」として、以下の記載がされた書面が添付されていることが確認できる。

ア 開示実施の希望日については、規程を担当者から説明し了承済み(6/16)。

イ 開示請求書別添の「請求する行政文書の名称等」の2及び3については、東北森林管理局でなければ提示できないことを説明し、請求項目から削除することは了承してもらった(7/2)。

ウ 開示請求書別添の「請求する行政文書の名称等」の5については、6月12日付けの行政文書開示請求書にも同様の項目が含まれており、開示を検討している文書が同一のものであるため、本件からは削除することを了承してもらった(7/8)。

エ 開示請求書別添の「請求する行政文書の名称等」の4を2に、6及

び7を3及び4に補正(7/8)。

(2) 文書3ないし文書5を開示請求の対象から除外する旨の補正がされた経緯等に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア まず、文書3については、これに該当するものは「国有林野地積台帳」であるところ、国有林野台帳規程(明治39年農商務省令第27号)1条において「森林管理局ハ国有林野ニ関シ左ノ台帳ヲ備ヘ之ヲ保存整理スヘシ」、「一 国有林野地籍台帳 国有林野ノ地籍ニ関スル事項ヲ登録スルモノトス」とされ、森林管理局が国有林野地籍台帳を備えて保存整理するものとされている一方で、森林管理局がこれを林野庁本庁に提出すべきとする規定や、林野庁本庁においてもこれを備えるなどとする規定は存しない。

そのため、林野庁本庁では国有林野地籍台帳を保有していないことから、異議申立人に対しては、文書3については森林管理局に開示請求されたい旨を説明し、これを本件開示請求の対象とする意味はないと考えられたことから、異議申立人の了承を得て、これにより、文書3を行政文書開示請求書から削除する旨の補正が行われた。

イ 次に、文書4については、別紙2の1に掲げる文書と同じ地域に関して同文書より前に作成された林班図と解されるところ、理由説明書(上記第3)で述べたように、「林班図」とは森林図を指すところ、森林図は正確には「国有林野施業実施計画図」(以下「計画図」という。)といい、林野庁本庁では、基本的に、最新の計画図を保有しているのみであって、過去の計画図については保有していない。

すなわち、国有林野管理経営規程(平成11年農林水産省訓令第2号)12条1項では、「森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする国有林野施業実施計画を定めなければならない。」とされており、「国有林野管理経営規程の運用について」(平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通知)では、その「29(2)」において、「国有林野施業実施計画を定めたときは、国有林野施業実施計画書及び国有林野施業実施計画図を、変更したときは、変更の理由及び変更に係る事項を記載した書面(国有林野施業実施計画図を変更した場合には当該変更に係る図面)を林野庁長官に提出するものとする。」とされているため、国有林野施業実施計画が定められたときは計画図等が、同計画が変更されたときは変更後の計画図等が、それぞれ森林管理局から林野庁長官に提出されて

いる。そして、計画図は5年ごとに作成されるものであり、林野庁本庁においては、計画図について、経営企画課で定めている標準文書保存期間基準のうち「国有林野管理経営規定に関する文書」に該当するものとして、保存期間を5年としていることから、林野庁本庁では、基本的に、最新の計画図を保有しているのみで、過去の計画図は保有していない。

林野庁本庁においては、本件開示請求がされた時点で平成25年度末に作成された最新の計画図を保有していたほか、その直近で作成されていた平成20年度作成の計画図についても業務上の必要から保有しており、この平成20年度作成の計画図が別紙2の1に掲げる文書に該当するものであったため、これを特定して開示した。他方、それより前に作成された計画図（文書4）については、特段業務上保有を続ける必要性はなく、保存期間満了の後廃棄した。念のため、本件開示請求を受け、経営企画課及び業務課国有林野管理室の書庫を探索したが、平成20年度より前の計画図は発見されなかった。

以上のとおり、林野庁本庁では文書4に該当する計画図を保有している事実はないことから、異議申立人に対しては、文書4については森林管理局に開示請求されたい旨を説明し、これを本件開示請求の対象とする意味はないと考えられたことから、異議申立人の了承を得て、これにより、文書4を本件開示請求書から削除する旨の補正が行われた。

ウ 次に、文書5については、平成27年6月10日付け（同月11日受付）の本件開示請求の直後に、同月12日付け（同月15日受付）で、「林野庁から、国有林との主張が認められたとして教示された、特定村内国有林の所有権確認訴訟事件についての地裁から最高裁判所判決までの対応に係る全ての文書及び判決後の林野庁の対応に関する全ての文書」についての開示請求がされており、文書5がこれに含まれることは明らかであったため、これを本件開示請求の対象とする意味はないと考えられたことから、異議申立人の了承を得て、これにより、文書5を本件開示請求書から削除する旨の補正が行われた。

なお、本件原処分の日後である平成27年7月15日付けで、文書5を含む文書を開示する旨の開示決定を行った。

(3) 諮問庁から、「国有林野台帳規程」、「国有林野管理経営規程」、「国有林野管理経営規程の運用について」及び「標準文書保存期間基準」の提出を受け、当審査会において確認したところ、それらの内容は、いずれも諮問庁の上記(2)ア及びイの説明のとおりであることが認められた。

また、諮問庁から、上記（２）ウの平成２７年６月１２日付け（同月１５日受付）開示請求書、これに対応する開示決定等通知書及び当該最高裁判所の判決の各写しの提出を受け、当審査会において確認したところ、当該開示請求書の内容等は、いずれも諮問庁の上記（２）ウの説明のとおりであることが認められた。

（４）以上を踏まえ、以下検討する。

ア まず、上記１のとおり補正が行われた旨の諮問庁の説明は、本件開示請求書に係る上記（１）の記載等と整合している。

また、上記第２（２）アのとおり、本件開示請求の後に、処分庁の担当者から補正の件で連絡がされたこと自体は、異議申立人も認めているものと解される。

さらに、文書３ないし文書５を本件開示請求の対象から除外することとした理由に関する上記（２）の諮問庁の説明については、これら文書をあえて除外する必要性の程度はともかく、補正がされた理由としては理解できるものといえる。

そして、上記（２）及び（３）によれば、林野庁長官が文書３及び文書４を保有していた事実はなく、文書５については遠からず別件開示請求に対して開示することとしていた事実が認められる。そうすると、本件開示請求に対応した職員において、文書３及び文書４を不存在により不開示とし、文書５を開示することに何ら障害はなかったと認められるのであり、当該職員が、異議申立人から異議を申し立てられる危険を冒してまで、異議申立人の了承を得ずに、これら文書を除外する旨の補正がされたよう装うべき理由は見いだし難い。

以上によれば、異議申立人の了承の下で補正が行われた旨の諮問庁の説明は首肯できる。

イ そして、上記のような補正の手続は、開示請求者に補正書の提出を求めることと比べると万全の方法ではないとしても、開示請求者の負担が少なく、迅速に開示手続を進めることができる利点もあり、行政機関が補正のため実施する手法の一つでもあるから、当該方法により補正の手続がされたことが不適切であるとまではいえない。

ウ 以上によれば、上記第３の１（２）及び３（２）①及び②で諮問庁が説明する補正の存在を否定する異議申立人の主張は採用できない。

３ 本件対象文書の保有の有無について

（１）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 文書１について

本件の国有林が所在する土地は国有地であり、不動産登記法３６条

の規定による土地の表題登記の申請義務については、同法附則 9 条において引用する不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和 35 年法律第 14 号）附則 5 条 1 項の規定による経過措置により、当分の間適用しないこととされているため、登記はしていない。

なお、国有林が所在する土地については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）32 条の規定に基づき作成する「国有財産台帳」のほか、国有林野台帳規程 1 条 1 号の規定に基づき作成する「国有林野地籍台帳」により管理している。

イ 文書 2 について

異議申立人は「長官の決定を現地機関へ伝えたものであり、そのような重要な事項が記録として全く残されていないとも考えられない」と主張しているが、国有林野管理室特定職員が異議申立人に対し、「現地での立会を長官が認め、それに基づき現地機関への立会の指示を行った」と明言した事実はなく、現地機関への立会の指示をした文書を作成・取得した事実もない。

異議申立人と国有林野管理室特定職員との電話でのやり取りにおいて、異議申立人が、特定村内国有林の特定の場所が民有地であると主張したのに対し、電話で話をしているだけではどこの場所を指しているのかについて双方に誤解が生じる可能性があるため、実際、異議申立人が主張する場所の所有者は誰なのか現地を所管する森林管理署職員に確認するよう、異議申立人に伝えたことがあっただけである。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア まず、不動産登記法、国有財産法及び諮問庁から提出を受けた国有林野台帳規程の規定を確認したところ、その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

イ 現地機関への立会の指示をした文書は作成・取得していないとする上記(1)イの諮問庁の説明については、特段不自然・不合理な点を見いだすことはできない。

ウ 以上によれば、本件対象文書は保有していないとする上記(1)ア及びイの諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書を保有しているとうかがわせる事情も存しないことから、林野庁本庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、林野庁本庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

林野庁が特定村地籍の民有地を国有林とする根拠となる以下の文書

文書 1 最高裁判所判決に基づいて国有林として登記した関係文書

文書 2 林野庁業務課国有林野管理室特定職員は、現地での立会を長官が認め、それに基づき現地機関への立会の指示を行ったと明言されましたので、その指示をした文書

別紙 2（本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に当初記載されていた文書）

林野庁が特定村地籍の民有地を国有林とする根拠となる以下の文書

- 1 平成 23 年編製特定国有林林小班に記載のある特定林班 A，特定林班 B に隣接する特定林班 C，特定林班 D が記載されている林班図（別添位置図のもととなる林班図）
- 2 上記林班図で国有林とされる林野の管理簿等
- 3 この林班図と同じ地域の過去の林班図 昭和 40 年～最新のもの
- 4 この地域の林班の番号が，「組織変更により 3 桁から 4 桁に変更されている」と，林野庁業務課国有林野管理室特定職員から説明を受けました。これを明らかにする，組織変更と林班番号の変更に関する一連の文書
- 5 過去に，この土地が国有地であるとする最高裁判所の判決があったとのことですので，その判決文（倉庫に保管されているため，直ぐには出せないと見せていただけなかった文書）
- 6 上記判決に基づいて国有林として登記した関係文書
- 7 林野庁業務課国有林野管理室は，現地での立会を長官が認め，それに基づき現地機関への立会の指示を行ったと明言されましたので，その指示をした文書